

公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園に関する基金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園（以下「財団」という。）が、法人、団体及び個人から寄付金を募り、これを財源として公益目的事業（第3条に掲げるものに限る。）を実施するため、基金を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規程に基づき設置する基金は、次のとおりとする。

(1)削除

(2)希望が丘みらい基金

(対象事業)

第3条 この規程に基づいて、寄付金を提供するもの（以下「寄付者」という。）からの寄付金を財源として財団が実施する公益目的事業は、次に掲げる事業とする。

1 削除

(1)削除

(2)削除

(3)削除

(4)削除

2 希望が丘みらい基金

(1)自然体験、野外活動に関する事業

(2)スポーツ、健康増進に関する事業

(3)森林整備、環境保全に関する事業

(4)その他、生涯学習活動に関する事業

(寄付金の受け入れ等)

第4条 基金に受け入れることができる寄付金は、現金に限るものとする。

2 財団は、基金への寄付金の受け入れにあたっては、できる限り寄付者の意思を尊重し、その意思に沿うものとなるように努めるものとする。

3 寄付者は、あらかじめ前条に掲げる事業のうちから、自らの寄付金を財源として実施する事業を指定することができる。

4 この規程に基づき受領した寄付金のうち、前条の事業の指定がない寄付金については、理事長が事業の指定を行うことができる。

5 基金への寄付金の受け入れ方法は、財団による收受、寄付者による持参、金融機関からの入金その他適切と認められる方法によるものとする。

6 財団は、寄付金の受け入れにあたり必要と認めるときは、寄付者の意思を確認するものとし、1 寄付者から 100 万円以上の寄付金を受け入れる場合は、原則として基金への支援に関する覚書を取り交わすものとする。

7 財団は、基金の財源として、寄付者からの寄付金によるもののほか、必要な資金を予算に計上して基金に繰り入れることができる。

(基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用基金の処理)

第6条 基金の運用によって生じる利息は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第7条 財団は、第3条に掲げる事業を行うため、その財源として基金を処分することができる。

2 当該基金の財源を他の事業を行うために処分することはできない。

(報告)

第8条 財団は、基金に関する収支、事業内容その他の状況をそれぞれ年1回寄付者に報告しなければならない。ただし、ホームページによる公表をもってこれに代えることができる。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。